

官内廳次長一人、官内廳長官秘書官、侍従長並びに政令で定める数の侍従及び式部官その他所要の職員を置く。	第四條中「府務」を「廳務」に改める。
第五條 次長は、長官を助け、廳務を整理し、各部局の事務を監督する。	第五條を次のように改める。
第十條及び第十一條を次のように改める。	第十條及び第十一條を次のように改める。
第十條 官内廳に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）の定めるところによる。	第十條 宮内廳に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）の定めるところによること。
第一條 宮内廳に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。	第一條 宮内廳に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。
第十二條及び第十三條を削る。	第十二條及び第十三條を削る。
第十四条 行政管理廳設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。	第十四条 行政管理廳設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。
第一條中「總理廳」を「總理府」に改める。	第一條中「總理廳」を「總理府」に改める。
第三條第三項及び第四項を次のように改める。	第三條第三項及び第四項を次のように改める。
第三條第二項中「人事委員会」を「人事院」、「法務廳」を「法務府」に改める。	第三條第二項中「人事委員会」を「人事院」、「法務廳」を「法務府」に改める。
第四條 管理部においては、第二條第一号及び第二條第二項中規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち機構及び定員に関する事務をつかさどる。	第四條 管理部においては、第二條第一号及び第二條第二項中規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち機構及び定員に関する事務をつかさどる。
監察部においては、第二條第一項第五号及び第六号に規定する監察部においては、第二條第一項第五号及び第六号に規定する事務を置く。	監察部においては、第二條第一項第五号及び第六号に規定する事務を置く。

る事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に関する事務をつかさどる。	第一條の見出しを「(總則)」に改める。
第五條を次のように改める。	第五條を次のように改める。
第五條 行政管理廳に、次長一人を置く。	第五條 行政管理廳に、次長一人（次長）を置く。
第二条 次長は、長官を助け、廳務を整理する。	第二条 次長は、長官を助け、廳務を整理する。
第五條の次に次の二條を加える。	第五條の次に次の二條を加える。
(行政監察委員)	(行政監察委員)
第六條 行政管理廳に行政監察委員二十人以内を置く。	第六條 行政管理廳に行政監察委員二十人以内を置く。
2 行政監察委員（以下「委員」という。）は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。	2 行政監察委員（以下「委員」という。）は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。
3 委員は、各行政機關の行政運営の監察を行い、長官に対しその結果を報告する。	3 委員は、各行政機關の行政運営の監察を行い、長官に対しその結果を報告する。
4 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。	4 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
5 委員は、再任されることができる。	5 委員は、再任されることができる。
第六條 新聞出版用紙割当事務廳設置法（昭和二十三年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。	第六條 新聞出版用紙割当事務廳設置法（昭和二十三年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。
第七條 行政管理廳に置かれる職員の定員は、別に法律で定められる。	第七條 行政管理廳に置かれる職員の定員は、別に法律で定められる。
第八條 削除	第八條 削除
第六條中「事務廳長官」を「内閣總理大臣」に改める。	第六條中「事務廳長官」を「内閣總理大臣」に改める。

商産業省」に改める。	第七條第二項中「商工省」を「通商産業省」に改める。
別表中「宮内府長官」を「宮内廳長官」に改め、「内閣官房次長」を「内閣官房副長官」に改める。	別表中「宮内府長官」を「宮内廳長官」に改め、「内閣官房次長」を「内閣官房副長官」に改める。
「總理府恩給局長」に改める。	「總理府恩給局長」に改める。
第六條 私的独立の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。	第六條 私的独立の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第三十五条の次に次の一條を加える。	第三十五条の次に次の一條を加える。
第三十五条の二 公正取引委員会の事務局に総務部、調査部、審査部及び審査部の四部並びに名員二十人以内を置く。	第三十五条の二 公正取引委員会の事務局に総務部、調査部、審査部及び審査部の四部並びに名員二十人以内を置く。
第三条第一項中「事務廳」を「割当局」に改める。	第三条第一項中「事務廳」を「割当局」に改める。
当局に、同項第一号中「新聞出版用紙割当審議會（以下本條中審議會といふ。）」を「審議會」に、同條第二項中「第一條に基きその権限に属する管理の事務」を「總理府設置法（昭和二十四年法律第二百十号）」第二項中「第一條に基きその権限に属する管理の事務」を「總理府設置法（昭和二十四年法律第二百十号）」第三條に基きその権限に属する割当局及び審議會に關する事務」に改め、同條に次の一項を加える。	当局に、同項第一号中「新聞出版用紙割当審議會（以下本條中審議會といふ。）」を「審議會」に、同條第二項中「第一條に基きその権限に属する管理の事務」を「總理府設置法（昭和二十四年法律第二百十号）」第二項中「第一條に基きその権限に属する管理の事務」を「總理府設置法（昭和二十四年法律第二百十号）」第三條に基きその権限に属する割当局及び審議會に關する事務」に改め、同條に次の一項を加える。
公正取引委員会に置かれる職員の任命、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）の定めるところによること。	公正取引委員会に置かれる職員の任命、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）の定めるところによること。
第七條 政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。	第七條 政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。
第三十条中「總理廳統計局」を「總理府統計局」に改める。	第三十条中「總理廳統計局」を「總理府統計局」に改める。
第十二条 政府に對する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律（昭和二十二年法律第一百七十一号）の一部を次のように改正する。	第十二条 政府に對する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律（昭和二十二年法律第一百七十一号）の一部を次のように改正する。
第一條中「六 宮内府長官」を「内閣第一條中「六 宮内府長官」を「内閣	第一條中「六 宮内府長官」を「内閣

及び電力局ということになつております。第二項に「石炭生産局に開発部を置く」ということになつております。ところが電力開発部が石炭生産局に置かれておりますが、電力開発に關して今後きわめて重要な問題がありますので、電力についても開発部を設置する必要がある。これはわが國の動力資源、それから熱源といふような関係から見まして、今後水力開発、水力電気の占める地位はきわめて重要なものであります。電気科学工業という源としてあるいは電気科学工業といふ方面の需要から見ましても、また熱源から見ましても、開発部を置いて専心開発に關する事項をつかさどらしめることが、きわめて今後の日本にとって適切なことであるという意見であります。そこで第二項を「石炭生産局に開発部、電力局に電力開発部を置く」ということにしていただきたいのです。そこで第三十九條にまた修正する箇所が出て来るのです。すなわち第三十九條に次の二項を加えます。従いまして、第三十九條にまた修正する二項を「電力開発部においては、前項第三号に掲げる事務のうち発電に関する事務」などを第三十一条に次の一項を加えます。従いまして、第三十九條にまた修正する二項を「電力開発部においては、前項第三号に掲げる事務のうち発電に関する事務を推進すること」これに連連して電力開発部がいろいろなことを電力の開發について調査促進をするといふような仕事をするといふを規定したことになります。それから第四十一條に入りますして、資源廳の附屬機関の問題に入るのですが、これは「中央鉱業探査審議会」というようなものがありますが、これはいずれも中央のものばかりを規定いた

しておきました。地方のものがこれから脱落いたしております。ところが炭田で重要な問題がありますので、地方でも開発部を設けることはできないということになると、やはり資源廳がなければ電力開発部を設けるといふより意味で、また現実に予算等もありますので、中央をむしろとつてしまつて、單に「鉱業探査審議会」それから「炭田探査審議会」というふうに改めていただきたい。それからさらにそういうふうに直しますと、資源廳長官の諸問題ばかりではない、他の官廳のすなわち出先の地方官廳の諸問題にも應ぜられるように「資源廳長官の諸問題に應じ」を削るといふことがあります。従いまして、これは從来ともガスは地方の公共團體とあるいは公益にいたるところに両方ともなるのであります。それからまたここに一つガス事業の問題がありまして、これは從来ともガスは地方の公共團體とあるいは公益にいたるところをつかさどる。すなわち第三十一条に次の一項を加えます。従いまして、第三十九條にまた修正する二項を「電力開発部においては、前項第三号に掲げる事務のうち発電に関する事務を推進すること」これに連連して電力開発部がいろいろなことを電力の開發について調査促進をするといふような仕事をするといふを規定したことになります。それから第四十一條に入りますして、資源廳の附屬機関の問題に入るのですが、これは「中央鉱業探査審議会」というようなものがありますが、これはいずれも中央のものばかりを規定いた

しておきました。地方のものがこれから脱落いたしておきます。ところが電力開発部が石炭生産局に置かれておりますが、電力開発に關して今後きわめて重要な問題がありますので、電力についても開発部を設置する必要がある。これはわが國の動力資源、それから熱源といふような関係から見まして、今後水力開発、水力電気の占める地位はきわめて重要なものであります。電気科学工業といふ方面の需要から見ましても、また熱源から見ましても、開発部を置いて専心開発に關する事項をつかさどらしめることが、きわめて今後の日本にとって適切なことであるといふ意見であります。そこで第二項を「石炭生産局に開発部、電力局に電力開発部を置く」ということにしていただきたいのです。そこで第三十九條にまた修正する箇所が出て来るのです。すなわち第三十九條に次の二項を加えます。従いまして、第三十九條にまた修正する二項を「電力開発部においては、前項第三号に掲げる事務のうち発電に関する事務を推進すること」これに連連して電力開發部がいろいろなことを電力の開發について調査促進をするといふような仕事をするといふを規定したことになります。それから第四十一條に入りますして、資源廳の附屬機関の問題に入るのですが、これは「中央鉱業探査審議会」というようなものがありますが、これはいずれも中央のものばかりを規定いた

しておきました。地方のものがこれから脱落いたしておきます。ところが電力開発部が石炭生産局に置かれておりますが、電力開発に關して今後きわめて重要な問題がありますので、電力についても開発部を設置する必要がある。これはわが國の動力資源、それから熱源といふような関係から見まして、今後水力開発、水力電気の占める地位はきわめて重要なものであります。電気科学工業といふ方面の需要から見ましても、また熱源から見ましても、開発部を置いて専心開発に關する事項をつかさどらしめることが、きわめて今後の日本にとって適切なことであるといふ意見であります。そこで第二項を「石炭生産局に開発部、電力局に電力開発部を置く」ということにしていただきたいのです。そこで第三十九條にまた修正する箇所が出て来るのです。すなわち第三十九條に次の二項を加えます。従いまして、第三十九條にまた修正する二項を「電力開発部においては、前項第三号に掲げる事務のうち発電に関する事務を推進すること」これに連連して電力開發部がいろいろなことを電力の開發について調査促進をするといふような仕事をするといふを規定したことになります。それから第四十一條に入りますして、資源廳の附屬機関の問題に入るのですが、これは「中央鉱業探査審議会」というようなものがありますが、これはいずれも中央のものばかりを規定いた

しておきました。地方のものがこれから脱落いたしておきます。ところが電力開発部が石炭生産局に置かれておりますが、電力開発に關して今後きわめて重要な問題がありますので、電力についても開発部を設置する必要がある。これはわが國の動力資源、それから熱源といふような関係から見まして、今後水力開発、水力電気の占める地位はきわめて重要なものであります。電気科学工業といふ方面の需要から見ましても、また熱源から見ましても、開発部を置いて専心開発に關する事項をつかさどらしめることが、きわめて今後の日本にとって適切なことであるといふ意見であります。そこで第二項を「石炭生産局に開発部、電力局に電力開発部を置く」ということにしていただきたいのです。そこで第三十九條にまた修正する箇所が出て来るのです。すなわち第三十九條に次の二項を加えます。従いまして、第三十九條にまた修正する二項を「電力開発部においては、前項第三号に掲げる事務のうち発電に関する事務を推進すること」これに連連して電力開發部がいろいろなことを電力の開發について調査促進をするといふような仕事をするといふを規定したことになります。それから第四十一條に入りますして、資源廳の附屬機関の問題に入るのですが、これは「中央鉱業探査審議会」というようなものがありますが、これはいずれも中央のものばかりを規定いた

○都政府委員 世論調査に學問的な直接な関連を持つております團体、従いまして既存のものといたしましては、日本社会学会、日本心理学会、日本應用心理学会、日本統計学会、日本世論調査協会、日本新聞協会、日本學術会議、これらのが予想されるものだと考えております。

それから先ほどの「つかさどる」という点につきましては、國家行政組織法をどらんになりまして、廣い意味合いで、法律の定める所掌事務であるとかいうような所掌という言葉を使つております点から見ましても、私は適当な言葉だらうと思つております。

○有田(喜)委員 そういたしますと先ほどの民間團体は一人ずつ推薦していくわけでしようか。それとも數名推薦して、そのうちから総理大臣が任命するというのでありますようか。

○都政府委員 総理大臣から委員候補に行くわけでしようか。それとも數名推薦を依頼したいと思つております。

○有田(喜)委員 なおこの世論調査の結果を内閣と関係行政機関に報告されますが、これは國会には報告されないございましょうか。

○都政府委員 ただいまのところ法律上は國会に報告いたしますことは考えていますが、從來世論調査をいたしてみませんでしたときも、一般への公表が非常によることは、從來世論調査をいたしてみませんでしたときも、一般への公表が非常によ

い結果をいろいろの意味で持つておりますので、一般への公開はいたそうと思つておりますが、政府機関として直接國会へ報告いたすというようなことと法を一括してこれから質疑に入りたいと思つます。質疑をせられる方は御通告も同様に報告された方がかかるべきものじやないかと考えます。

○都政府委員 政府の機関いたしましては、むしろその属します内閣なり

あるいは関係の行政各機関に対する關係を保ちます限度が政府機関として適当なように考えまして、國会がもちろんこれについていろいろ御関心をお持

ちくだり、おせわくださることはわかつておりますけれども、政府機関と

當なように考えまして、國会がもちろんこれについていろいろ御関心をお持

んござりますけれども、政府機関と

當なように考えまして、國会がもちろんこれについていろいろ御関心をお持

んござります。実際選ばれますのは、やはりそれぞれの特色を持つた方が入りくださいます。

○有田(喜)委員 なおこの世論調査の結果を内閣と関係行政機関に報告されますが、これは國会には報告されないございましょうか。

○都政府委員 ただいまのところ法律上は國会に報告いたしますことは考えていますが、從來世論調査をいたしてみま

したときも、一般への公表が非常によ

〔速記中止〕

度でやめまして質疑を続行しますが、きょうの日程の中の内閣法の一部を改正する法律案、總理府設置法案、統計法の一部を改正する法律案、この三つは、どちらの機能が重くなるか、おもに考えます。この世論調査の結果を國会が思つておりません。この内容が違うのじやないかと私は思つてあります。この世論調査の結果を國会が思つておりません。この世論調査の結果を國会が思つておりません。

○有田(喜)委員 一般への公表と報告とは内容が違うのじやないかと私は思つてあります。この世論調査の結果を國会が思つておりません。この世論調査の結果を國会が思つておりません。

○都政府委員 政府の機関いたしましては、むしろその属します内閣なり

あるいは関係の行政各機関に対する關係を保ちます限度が政府機関として適

当なように考えまして、國会がもちろんこれについていろいろ御関心をお持

んござりますけれども、政府機関と

當なように考えまして、國会がもちろんこれについていろいろ御関心をお持

んござります。実際選ばれますのは、やはりそれ

ぞれの特色を持つた方が入りくださいます。

○有田(喜)委員 なおこの世論調査の結果を内閣と関係行政機関に報告されますが、これは國会には報告されないございましょうか。

○都政府委員 ただいまのところ法律上は國会に報告いたしますことは考えていますが、從來世論調査をいたしてみま

したときも、一般への公表が非常によ

〔速記中止〕

にしたというだけです。その機能は決してやめるわけではない。機能は決めておる。今後五年か十年たつうちに減員をいたします。しかしながら欠員が多数ございまして、實員の整理は多く百人以内にとまりはせぬかと思つます。しかも本省以外の外局におきまつて、あるいは地方におきまして、多大な欠員を持つております。行政整理したわけで、決して片方をやめて、片方とも対等に残しておきたいというのであります。

○坂本(泰)委員 そうしますと、人員を残すということにする趣旨ではな

いのであります。

○坂本(泰)委員 そうしますと、人員は意見局として、法制局は法制局とし

て、もちろん人員が減れば非常な不都合が生じるでしようけれども、極力努力してやつて行きたいといふ御方針ですか。

○殖田國務大臣 その通りです。ことに第一局は意見を主としてやるところにしたいと思つております。そうして他の三局には法制と意見とを両方チャレンジにやつて行き、それで行ける

だらうというつもりであります。

○坂本(泰)委員 そこでこれを一緒にした制度にして、人員の関係はどれく

らいの変更があるのですか。

○坂本(泰)委員 そこでこれを一緒にした制度にして、人員の関係はどれく

らいの変更があるのですか。

○坂本(泰)委員 あつたからそういうことになるのですか。

○坂本(泰)委員 うございません。ただ實際上に今までまだ新しい役所でありますために、十分に充員しておらなかつたために、今のような不仕合せが仕合せになつたことがあります。

○猪田國務大臣　それはつまり法務廳の機構が五長官制で大き過ぎるという感じがみなにあるのです。それと今度は機構三割縮小ということになりますと、そのうちの二つはやめなければならぬという大きなプリンシップに従いましてこうなりましたので、法務廳だけを考えれば、あるいは一つぐらいにけておきたかつたのであります。全体の大好きなプリンシップのために、さようなることになつたのであります。

○木村(築)委員　簡単に二、三點だけお聞きします。この七條の検務局の任務、これはたくさんあるわけですが、

この中に「司法監察職員の教養訓練に関する事項」というものがございますが、これは今現にどのようなことをやつておりますか。

○猪田國務大臣　それは刑務所で働きます刑務所だけではありませんが、主としてそういうコレクションに働きます官吏の訓練所をほかに持つております。そういう仕事に対する統轄的の仕事を本廳内でやることを申した

が、もしこれが將來数が減つたりふえたりする場合には法律的にはどういうふうにやるのですか。法務総裁の権限

でふえたり減じたりすることができますか。

○猪田(築)委員　簡単には三條だけありますから、やはり少年院法の規定によつて定めると思います。今まで法

院であります。それから少年院法と申しますのは、少年法第十七條第一項

第一号の規定により送致された者を收容する施設とする。それから少年院所

所は少年院所に付属せしめる趣旨のようではあります。少年院所は保護専門を適正ならしめるため、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基いて少年の資質の鑑別を行つとうございます。決して行政で任意には置いておらぬと思ひます。

○木村(築)委員　少年院法といふのは、私もよく存じませんから何も申します。

○猪田國務大臣　私はその点をお尋ねします。

○木村(築)委員　この点をお尋ねしますのは、少年といいましてもまだ小さ

い七八つの子供もあります。それから十七、八歳ぐらいの相当成年期に近

い者もあります。ところが現在の世の中において、少年といふものは非常に犯罪的なものになつておる。といふ

のは敗戦の結果、悲惨な日本の現実が生み出されたかわつた現象で、少年に罪がないことが多いのである。そういう

ことは皆さんよく御存じだと思います。そこで少年院と申しますのは、これは少年の刑務所でありますから、少年院法に

等、特別少年院と、それから医療、つ

ら、まことにけつこうだと思ひます。

それで十三條の四に「少年院、少年観

護所及び少年鑑別所について、少年

院法(昭和二十三年法律第百六十九号)の定めるところにより、その名称及び位置は、別表五の通りとする」

未満の者を収容する。中等少年院は、身心に著しい故障のない、おおむね十

六歳以上二十歳未満の者を収容する。特別少年院は、身心に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだ、おおむね十八歳以上二十三歳未満の者を収容する。医療少年院は、身心に著しい故障のある、おおむね十四歳以上二十六歳未満の者を収容する。これが少年院であります。それから少年観護所及び少年鑑別所については、「少年院、少年観護所及び少年鑑別所に付属せしめる趣旨によつて定める」と思ひます。申しますのは十三條の四に、「少年院、少年観護所及び少年鑑別所により、」とありますから、やはり少年院法の規定によつて定めると思ひます。今まで法

院であります。それから少年院所と申しますのは、少年法第十七條第一項第一号の規定により送致された者を收容する施設とする。それから少年院所は少年院所に付属せしめる趣旨のようではあります。少年院所は保護専門を適正ならしめるため、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基いて少年の資質の鑑別を行つうございます。決して行政で任意には置いておらぬと思ひます。

○猪田(築)委員　少年院所といふのは、私もよく存じませんから何も申します。

○猪田國務大臣　私はその点をお尋ねします。

○木村(築)委員　この点をお尋ねしますのは、少年といいましてもまだ小さく、ほんとうの犯罪としては取扱わぬ軽い犯罪であります。十四歳以上の少年につきましては、ほんとうの犯罪よりもつと弱い意味の犯罪としてこれを取扱います。そのため家庭裁判所がでておりまして、そこで判決を受けて、今申し上げましたよろいろの刑務所へ送つて参ります。しかし普通の犯罪とは違いますから、これ

を解説いたします。そこで家庭裁判所がでておりまして、そこで判決を受けた後で、今申し上げましたよろいろの刑務所へ送つて参ります。しかしながら、ほんとうの犯罪としては取扱わぬ軽い犯罪であります。十四歳以下の少年につきましては、ほんとうの犯罪よりもつと弱い意味の犯罪としてこれを取扱います。そのため家庭裁判所

がでておりまして、そこで判決を受けた後で、今申し上げましたよろいろの刑務所へ送つて参ります。しかしながら、ほんとうの犯罪としては取扱わぬ軽い犯罪であります。十四歳以下の少年につきましては、ほんとうの犯罪よりもつと弱い意味の犯罪としてこれを取扱います。そのため家庭裁判所

がでておりまして、そこで判決を受けた後で、今申し上げましたよろいろの刑務所へ送つて参ります。しかしながら、ほんとうの犯罪としては取扱わぬ軽い犯罪であります。十四歳以下の少年につきましては、ほんとうの犯罪よりもつと弱い意味の犯罪としてこれを取扱います。そのため家庭裁判所

がでておりまして、そこで判決を受けた後で、今申し上げましたよろいろの刑務所へ送つて参ります。しかしながら、ほんとうの犯罪としては取扱わぬ軽い犯罪であります。十四歳以下の少年につきましては、ほんとうの犯罪よりもつと弱い意味の犯罪としてこれを取扱います。そのため家庭裁判所

がでておりまして、そこで判決を受けた後で、今申し上げましたよろいろの刑務所へ送つて参ります。しかしながら、ほんとうの犯罪としては取扱わぬ軽い犯罪であります。十四歳以下の少年につきましては、ほんとうの犯罪よりもつと弱い意味の犯罪としてこれを取扱います。そのため家庭裁判所

がでておりまして、そこで判決を受けた後で、今申し上げましたよろいろの刑務所へ送つて参ります。しかしながら、ほんとうの犯罪としては取扱わぬ軽い犯罪であります。十四歳以下の少年につきましては、ほんとうの犯罪よりもつと弱い意味の犯罪としてこれを取扱います。そのため家庭裁判所

がでておりまして、そこで判決を受けた後で、今申し上げましたよろいろの刑務所へ送つて参ります。しかしながら、ほんとうの犯罪としては取扱わぬ軽い犯罪であります。十四歳以下の少年につきましては、ほんとうの犯罪よりもつと弱い意味の犯罪としてこれを取扱います。そのため家庭裁判所

がでておりまして、そこで判決を受けた後で、今申し上げましたよろいろの刑務所へ送つて参ります。しかしながら、ほんとうの犯罪としては取扱わぬ軽い犯罪であります。十四歳以下の少年につきましては、ほんとうの犯罪よりもつと弱い意味の犯罪としてこれを取扱います。そのため家庭裁判所

長が出ていた大体において均衡を保つて、そこに摩擦とか矛盾とかいうようなものは、ほとんど生じなかつた経験を持つておりますし、またそれが仕事の分野におきまして、商工省担当あるいは農林省担当といったよう、その仕事の中での分野が、おのずからきまつておりますので、別段相争うというようなことは、これまで見なかつたという経験を持つておりますので、この方法で参りますことが、最も適当であるというふうに考へておる次第でござります。

○吉田政府委員 修正案の次長の増員のことは今長官からのお話かございましたが、あとは全部條文の整理であります。二十條第二項中「物價廳長官」として、「」の次に「經濟安定本部總務長官たる」という文句を入れるということは、現在でもこの通りになつておりますので、ただ單に「國務大臣」とあつたのでは意味がはつきりしませんから、それをはつきりさせますために、「經濟安定本部總務長官たる國務大臣をもつてこれに充てる」というように明瞭にしただけであります、それは経済調査廳につけてもやはりこれと同様な文句が入つておりますので、それと関連をとりまして、物價廳としても同様の文句を入れた、これだけのことであります。それから第二十一條中「及び第三十二号に掲げる」を「に掲げられた」と改めましたのは、法文が簡単な権限及びその他法律（法律に基く命令を含む。）に基き物價廳に属せしめた点で、その意味がはつきりますといふ点で入れただけのことでありま

す。それだけが本文中であります、あとほみな附則の方です。附則の第四項「總理廳事務官は經濟安定本部事務官に、總理廳技官は經濟安定本部技官に任ぜられるものとする外」という字がありますが、これは職階制その他官の關係から事務官、技官をわけてころいう文句を言うことは必要がなくなつたわけがありまして、ただ職員と言えればそれで済むことになつたわけであります。それで自然これだけの文句は不要の文句が入つておつたというわけでありますから、これを削除いたすわけであります。それから附則の第七項以下ですつとここにあります、それはごらんくださいればわかりますように、みな法律の名前を掲げておるのであります。第七項中「第一條」とありますのは、その前に通貨發行審議會法といふのがすでに出ておりますから、それをまたさらに繰返して「通貨發行審議會法第一條」は重複になりますから、ただ單に「第一條」と言えばすでにそれを意味して、明瞭なのであります。それを繰返す必要がありませんのですけれども、その條文の次に出ておりますから、その條文の次に出ておりま

す。それからその同じ條文の中に「第三條第一項」の下に「同條第三項」を加えるとございますが、これは委員会は、實質問題としては高級の方は大いにあります。これが大体前には物價局と二級官の方が三級官よりも多い。そこでたとえば物價廳というのができると、二級官の方は三級官より多い。そこでたとえば物價廳といふのができますが、これは大体前には物價局と二級官の方は三級官よりも多い。そこまでであります。この法案では官房次長一人に

命するのだということを意味するのであります。これも錯誤で落ちておつたのをそこに入れたわけであります。それから附則の第八項、第九項、第十項、第十一項にみなこの法律の名前が開けであります。ただ職員と言えればそれで済むことになつたわけであります。それで自然これだけの文句は不要の文句が入つておつたというわけでありますから、これを削除いたすわけであります。それから附則の第七項以下ですつとここにあります、それはごらんくださいればわかりますように、みな法律の名前を掲げておるのであります。第七項中「第一條」とありますのは、その前に通貨發行審議會法といふのがすでに出ておりますから、それをまたさらに繰返して「通貨發行審議會法第一條」は重複になりますから、ただ單に「第一條」と言えばすでにそれを意味して、明瞭なのであります。それを繰返す必要がありませんのですけれども、その條文の次に出ておりますから、その條文の次に出ておりま

す。それからその同じ條文の中に「第三條第一項」の下に「同條第三項」を加えるとございますが、これは委員会は、實質問題としては高級の方は大いにあります。これが大体前には物價局と二級官の方が三級官よりも多い。そこでたとえば物價廳といふのができますが、これは大体前には物價局と二級官の方が三級官よりも多い。そこでたとえば物價廳といふのができますが、これは大体前には物價局と二級官の方が三級官よりも多い。そこでたとえば物價廳といふのができますが、これは大体前には物價局と二級官の方が三級官よりも多い。

○青木(美)委員 今までかりに昭和二十三年度の予算定員を見ますと、一級官が二十五、六名あります。これも錯誤で落ちておつたのをそこに入れたわけであります。それから附則の第八項、第九項、第十項、第十一項にみなこの法律の名前が開けであります。ただ職員と言えればそれで済むことになつたわけであります。それで自然これだけの文句は不要の文句が入つておつたというわけでありますから、これを削除いたすわけであります。それから附則の第七項以下ですつとここにあります、それはごらんくださいればわかりますように、みな法律の名前を掲げておのであります。第七項中「第一條」とありますのは、その前に通貨發行審議會法といふのがすでに出ておりますから、それをまたさらに繰返して「通貨發行審議會法第一條」は重複になりますから、ただ單に「第一條」と言えばすでにそれを意味して、明瞭なのであります。それを繰返す必要がありませんのですけれども、その條文の次に出ておりますから、その條文の次に出ておりま

す。それからその同じ條文の中に「第三條第一項」の下に「同條第三項」を加えるとございますが、これは委員会は、實質問題としては高級の方は大いにあります。これが大体前には物價局と二級官の方が三級官よりも多い。そこでたとえば物價廳といふのができますが、これは大体前には物價局と二級官の方が三級官よりも多い。そこでたとえば物價廳といふのができますが、これは大体前には物價局と二級官の方が三級官よりも多い。そこでたとえば物價廳といふのができますが、これは大体前には物價局と二級官の方が三級官よりも多い。そこでたとえば物價廳といふのができますが、これは大体前には物價局と二級官の方が三級官よりも多い。そこでたとえば物價廳といふのができますが、これは大体前には物價局と二級官の方が三級官よりも多い。そこでたとえば物價廳といふのができますが、これは大体前には物價局と二級官の方が三級官よりも多い。そこでたとえば物價廳といふのができますが、これは大体前には物價局と二級官の方が三級官よりも多い。そこでたとえば物價廳といふのができますが、これは大体前には物價局と二級官の方が三級官よりも多い。そこでたとえば物價廳といふのができますが、これは大体前には物價局と二級官の方が三級官よりも多い。そこでたとえば物價廳といふのができますが、これは大体前には物價局と二級官の方が三級官よりも多い。

たのではないか、それが非常に懸念されるのですが、その点いかがですか。

○青木國務大臣 財政金融の面は御承知の通りなかつて廣汎にわたつております。もちろん労働も大きな日本經濟の推進はできないことは言うまでもないところでありまして、よく承知いたしておるところあります。從つてこれを官房に属せしまして官房長及び次長、副農官と、できるだけそういう面において学識経験とも十分な人たちが配されておりますので、先ほども申し上げましたように、労働局が課になりまして御心配のようなことはなかろうと自分は信じております。

○坂本(衆)委員 私は全然反対の立場で、こういう労働課にする片一方をそのままにするというのは、安定本部第であります。

○齋藤委員 私は全く反対の立場であります。この際暫時休憩をしてもらいたいと思います。

○木村(衆)委員 関係ありませんが、

午後五時三十二分休憩

○齋藤委員 されど海上保安廳に引渡す法の一部を改正する法律案について、御質疑があればこの際に御發言を願います。

○木村(衆)委員 ちよど長官が来ておられますから、一つだけお尋ねしたいと思います。最近海難が非常にふえておる様子であります。
一体あの原因は船舶が老朽して、そういう原因は船員が不十分だ。その他の特殊な原因があるのですか。どうも最近は特にふえたようですが、その点がもしおわかれあつたら、簡単にいいですが御説明を願います。

○大久保政府委員 お答えいたします。御意見の通り、たゞいま火災は三十分おきに一回発生しております。海難は二時間おきに一隻が海難をいたしておりまして、この原因を調べてみると、運航上の不注意に基くものがあり、日程には載つておりませんけれども、海上保安廳長官が来ておられましたから、日程をつけ加えまして、海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案について御質疑があれば、いかがでござします。

○木村(衆)委員 では、この際暫時休憩をしてもらいたいと思

う私の見解を申し上げまして、質問をお打ります。

○齋藤委員 これで經濟安定本部設置法案、經濟調査廳法の一部を改正する法律案に対する質疑は終了いたしましたが、日程には載つておりませんけれども、海上保安廳長官が来ておられましたから、日程をつけ加えまして、海上保安廳法及び海難審判法の一部を改

正する法律案について御質疑があれば、この際暫時休憩をしてもらいたいと思

います。

○木村(衆)委員 関取扱い上の不注意によるものであります。中でありますものが三〇%、すなわち約三八%は運航上の不注意もしくは機路標識の不備によりますものが二%、不可抗力が二%、その他原因を調査しますが、いかがでござりますが。

○木村(衆)委員 関取扱い上の不注意によるものであります。

○齋藤委員 その間休憩いたしま

す。

○木村(衆)委員 お尋ねいたしますと、おおむね船員の技術に関連しますが、お尋ねの問題だと思います。

○木村(衆)委員 お尋ねの問題です。

○大久保政府委員 お尋ねの問題です。

○大久保政府委員 お尋ねの問題です。

○大久保政府委員 お尋ねの問題です。

○大久保政府委員 お尋ねの問題です。

○大久保政府委員 お尋ねの問題です。

